

電波監理審議会（第1023回）議事要旨

1 日 時

平成27年10月14日（水）15:03～16:58

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

前田 忠昭（会長）、吉田 進（会長代理）、松崎 陽子、村田 珠美

(2) 審理官

宮本 正、榮 春彦

(3) 幹事

渡邊 喜久（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

福岡総合通信基盤局長、渡辺電波部長、今林情報流通行政局長、吉田大臣官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について

（諮問第25号）

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

海外から持ち込まれる無線設備の利用に関する制度の整備を行うもの。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

（諮問第26号）

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

人体側頭部に近接して使用する携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法等に関する制度整備のため、無線設備規則の一部を改正するもの。

(3) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について

（諮問第27号）

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

VHF帯STL/TTLのデジタル化及びFMラジオ放送のギャップフィルターの導入に関する規定の整備に係る諮問をするもの。

(4) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の予備免許について

(諮問第28号)

審議の結果、諮問のとおり予備免許を与えることは相当との答申をした。

【内容】

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する計画に係る認定開設者から電波法第6条第2項の規定に基づく無線局開設の申請がなされたもの。

(5) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送の業務の認定について

(諮問第29号)

審議の結果、諮問のとおり認定することは相当との答申をした。

【内容】

東京マルチメディア放送株式会社及び九州・沖縄マルチメディア放送株式会社に対し、99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送の業務の認定を行うもの。

(6) 付議されている異議申立てに関する審議

(平成25年10月9日付け付議第2号)

【内容】

「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定に関する処分に対する異議申立て」について、審理を主宰した審理官から調書及び意見書の提出があり、本件については次回以降審議していくこととされた。

(7) その他

「周波数再編アクションプラン（平成27年10月改定版）」の公表について総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)